

医療共済事業細則

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「組合」という。）は、医療共済事業規約（以下「規約」という。）第90条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(被共済者の取扱い)

第2条 配偶者または子を被共済者とする契約は、組合員を被共済者とする契約を前提とし、配偶者ならびに子のみの契約は認めないものとする。配偶者、もしくは子のみの契約についても同じとする。

2 規約第9条（被共済者の範囲）に定めるところにより被共済者となった共済契約者の子の共済掛金額の適用に際し、その被共済者が21歳を超えることとなった以後に到来する更新日の共済掛金額については、同条に定める共済契約者の子以外の被共済者の共済掛金額を適用することとする。

(子の定義)

第3条 規約第9条（被共済者の範囲）第1項第3号中の「未就業」とは、自らの収入のみにより生計を維持しておらず、共済契約者が加入する健康保険において被扶養者となっている状態をいう。

2 規約第9条第1項第3号中の「未婚」において、内縁関係にある場合は未婚とみなさないものとする。

3 第2項および第3項の確認のために、この組合は、共済契約者に対し、健康保険証および戸籍謄本の提出を求めることができる。

(質問事項)

第4条 規約第12条（共済契約の申込み）第2項にいう「質問事項」とは、別表1「質問表」の通りとし、共済契約申込日において、その各項目のいずれにも該当しない被共済者を「通常健康体」という。

2 前項にいう「通常健康体」の確認は、次の者について、別表1「質問表」に対する回答に基づいて行う。ただし、「質問表」に対する回答の内容については、共済金請求時において、調査のうえ確認するものとする。

(1) 新規に被共済者として申込みをする者

(2) 更新契約において増口の申込みの対象となる被共済者

(3) 更新契約において新規に特約の付帯の申し込みをする被共済者

3 別表1「質問表」の4でいう「悪性新生物」とは、規約別表第4「対象となるガン」に定めるものをいう（ただし、分類項目のうち、上皮内新生物を除く）。

(特定疾病・部位不担保法の適用)

第5条 共済契約を締結する際、被共済者の健康状態が、この組合の定める基準に適合しないときは、共済契約者の承諾を得て、次条に定める特定疾病・部位不担保法（以下、「特

別条件」という。)を適用して締結する。

- 2 特別条件は、基本契約に、長期入院特約、手術特約、退院特約、ガン診断特約、生活習慣病特約、女性特定疾病特約または先進医療特約が付帯されている場合には、それぞれの特約にも適用する。

(特定疾病・部位不担保法)

第6条 特別条件を付加する際にこの組合が定めた不担保期間中に別表2に定める疾病のうちこの組合が指定した疾病、または別表2に定める部位のうちこの組合が指定した部位に生じた疾病を直接の原因として、被共済者が規約に定める支払事由に該当したときは、この組合は共済金を支払わないものとする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱う。

- 3 更新前の共済期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後の共済契約には更新前の特別条件は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を適用して更新するものとする。

- 4 不担保期間中の増口および特約の新規付帯はできないものとする。

(共済金請求のための書類)

第7条 規約第22条(共済金の請求)の規定による共済金請求の場合の添付書類は、次のものとする。

	(1) 共 済 金 請 求 書	(2) 入 院 療 養 証 明 書	(3) 戸 籍 謄 本 ま た は 住 民 票	(4) そ の 他 の 必 要 書 類
組合員	○	○		○
配偶者・子ども	○	○	○	○

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の書類の一部省略を認め、または前項の書類以外の書類の提出を求めることができる。

(生死不明の場合)

第8条 規約第25条(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 被共済者が失踪宣告を受けたと医療共済細則き。

(2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の事故の場合 30日

イ 船舶の事故の場合 3ヶ月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、念書を提出することを要する。

(共済契約の解約の手続き)

第9条 共済契約者は、規約第31条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

(同一の原因による入院の取扱い)

第10条 規約第44条（医療共済金）第6項、同第47条（長期入院共済金）第3項、及び同第55条（退院共済金）第3項の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、この組合が、直接たると間接たるとを問わず、この組合が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含むものとする。

(手術特約別表第3手術給付割合表の取扱)

第11条 規約第52条（手術共済金）の規定により手術共済金が支払われる場合に、その支払の対象となる1つの手術が規約別表第3手術給付割合表の『手術の種類』の2つ以上に該当したときは、それらのうち最も高い支払倍率の手術に該当したものとする。ただし、その1つの手術が規約別表第3手術給付割合表の「146. 衝撃波による体内結石破碎術」または「147. 体表の切開を行わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術（検査・処置を除く。）」であるときは、その手術にのみ該当したものとする。

2 規約第52条の規定により手術共済金が支払われる場合に、その支払の対象となる手術が手術給付割合表の「140. 悪性新生物温熱療法」、「146. 衝撃波による体内結石破碎術」、「147. 体表の切開を行わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術（検査・処置を除く。）」または「148. 新生物根治放射線照射（新生物の治療を目的として、5週間に5,000ラド以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とする。）」であるときは、その施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする。

3 規約別表第3「手術給付割合表」に定める「148. 新生物根治放射線照射（新生物の治療を目的として、5週間に5,000ラド以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とする。）」中の「5週間」を初回照射日から土日祝祭日を除いた35日と読み替えるものとする。ただし、土日祝祭日に照射を行った場合は、日数に算入するものとする。

(取扱内規)

第12条 この細則に定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、取扱内規で定める。

付 則

- 1 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。
- 2 この細則は、1998年3月1日より施行する。
- 3 この改正細則は、2001年2月22日より施行する。
- 4 この改正細則は、2003年8月1日より施行する。
- 5 この改正規則は、2008年6月11日から施行し、2008年5月29日より適用する。(改正第8条)
- 6 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約(更新契約を含む。)から適用する。
- 7 この改正細則は、2010年5月26日より施行する。ただし、施行日前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。
- 8 この細則の一部改正は2013年4月19日から施行します。
- 9 この細則の一部改正は2013年7月25日から施行します。
- 10 この細則の一部改正は2015年11月18日から施行し、2016年8月1日以後に発効する共済契約から適用する。
- 11 この細則の一部改正は2017年9月1日から施行し、2017年9月1日から適用する。

別表 1

「質問表」

下記の質問は、新規加入または増口（額）加入される方（被共済者）の申込日における健康状態を申告していただくものです。現在の契約と同口（額）で継続加入される方の場合には、申告の必要はありません。

質問をよくお読みになった上、該当する項目がある場合は健康状態回答欄の「あり」に、該当する項目がない場合は「なし」の欄に○印を付けてください。

- 1 病気やケガのため、申込日に入院、病気休暇または安静加療をしている。（病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含まれます。）
- 2 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に連続して 14 日以上入院、病気休暇または安静加療をしたことがある。（申込日を含め過去 1 年以内に病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含まれます。）
- 3 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に開頭、開腹または開胸の手術（内視鏡・カテーテルによるものおよび帝王切開を含み、虫垂切除術を除きます。）、移植（骨髄移植を含みます。）を受けたことがある。
- 4 つぎの病気によって、申込日を含め過去 1 年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

悪性新生物、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、大動脈解離、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈硬化症、水頭症、統合失調症、うつ病、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症

- 5 申込日現在、医師より「下記の疾病」で診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または「下記の疾病」により医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。
「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

① つぎの新生物

腫瘍、ポリープ、筋腫、のう腫、腺腫、ガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します。）、肉腫、リンパ腫、白血病、骨髄腫

② つぎの血液、代謝および内分泌疾患

貧血、多血症、骨髄線維症、紫斑病、血友病、糖尿病、甲状腺障害、甲状腺中毒症、甲状腺炎、痛風、高尿酸血症、脂質異常症・高脂血症、骨髄異形成症候群

③ つぎの循環器の疾患

狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心内膜炎、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、心膜炎、心筋炎、心筋虚血、ペースメーカー装着

④ つぎの血圧の異常および血管の疾患

高血圧、低血圧（本態性以外）、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、静脈瘤、大動脈炎

症候群

⑤ つぎの脳、脊髄、神経および精神の疾患

脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈瘤、もやもや病、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症、水頭症、髄膜炎、脳性まひ、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、てんかん、統合失調症、躁うつ病、うつ病、気分変調症、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症、プリオン病、ハンチントン舞踏病

⑥ つぎの食道、胃、腸の疾患

食道かいよう、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病、腸へいそく、腹膜炎、そけいヘルニア、胃・食道静脈瘤

⑦ つぎの肝臓、胆道、膵臓の疾患

肝炎（ウイルスキャリアを含む）、肝硬変、脂肪肝、肝線維症、胆石症、胆のう炎、胆管炎、すい炎

⑧ つぎの泌尿器の疾患

腎炎、ネフローゼ症候群、巣状糸球体硬化症、腎不全、水腎症、尿路結石、腎結石、尿管結石

⑨ つぎの呼吸器の疾患

喘息、肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、睡眠時無呼吸症候群

⑩ その他の疾患

膠原病、リウマチ、骨粗しょう症、骨軟化症、後縦靭帯骨化症、免疫不全症候群、HIV抗体検査陽性、肺外結核、卵巣機能不全症、子宮内膜症

医療共済に申し込む場合

6 つぎの病気によって、申込日現在、医師より診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。

白内障、緑内障、ぶどう膜炎、網膜はく離、網膜色素変性症、眼底出血

女性特定疾病特約に申し込む場合

7 現在妊娠している。または申込日を含め過去5年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で、入院したり手術を受けたことがある（帝王切開を含みます）。

ガン診断特約に申し込む場合

8 今までにガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します。）と診断されたことがある。

先進医療特約に申し込む場合

9 ガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します。）によって、申込日を

含め過去5年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

別表 2

特定疾病・部位不担保法の対象となる疾病および部位

1. 特定疾病の名称

番号	特定疾病の名称
1	異常妊娠・異常分娩
2	腎および尿路の結石
3	胆石、胆嚢炎
4	外反母趾
5	体内異物の除去・置換
6	胃、十二指腸ポリープ
7	大腸憩室に伴う憩室炎および憩室出血
8	横隔膜ヘルニア・逆流性食道炎
9	鼠径部ヘルニア（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニア、大腸ヘルニア）
10	帝王切開
11	子宮内膜症
12	子宮筋腫
13	顔面神経麻痺
14	気胸
15	扁桃腺炎、扁桃周囲膿瘍、扁桃肥大

2. 特定部位の名称

番号	特定部位の名称	番号	特定部位の名称
1	眼球および眼球付属器	24	卵巣、卵管および子宮付属器
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起	25	子宮（異常分娩が生じた場合を含む）
3	鼻（副鼻腔を含む）	26	乳房（乳腺を含む）
4	口腔（口唇および口蓋を含む）、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺	27	頸椎部（当該神経を含む）
5	頭蓋骨（上顎骨、下顎骨および顎関節部を含む）	28	胸椎部（当該神経を含む）
6	喉頭（声帯を含む）および咽頭（扁桃を含む）	29	腰椎部（当該神経を含む）
7	甲状腺	30	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
8	胃、十二指腸および空腸	31	脊椎部（当該神経を含む）
9	小腸	32	左肩関節部、鎖骨、肩甲骨
10	盲腸（虫様突起を含む）	33	右肩関節部、鎖骨、肩甲骨
11	結腸（上行結腸、横行結腸、下行結腸、S状結腸）および直腸	34	左上肢（左肩関節部を除く）
12	肛門および直腸	35	右上肢（右肩関節部を除く）
13	肝臓	36	左下肢（左股関節部を除く）
14	胆嚢および胆管	37	右下肢（右股関節部を除く）
15	胆嚢	38	左股関節部
16	胸郭（肋骨、肋軟骨、胸骨を含む）	39	右股関節部
17	縦隔（胸腺を含む）	40	左膝関節部
18	肺臓、胸膜、気管および気管支	41	右膝関節部
19	腎臓	42	左足関節部
20	尿管、膀胱および尿道	43	右足関節部
21	睾丸および副睾丸	44	左肘関節部
22	精管、精索、精嚢	45	右肘関節部
23	前立腺	46	皮膚（頭皮を含む）